

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

許認可等の内容		入院時食事療養費の支給
根拠法令等及び条項		国民健康保険法施行規則第26条の5
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	国民健康保険法施行規則第26条の5
	参考事項	栃木市国民健康保険規則第35条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>国民健康保険法施行規則抜粋</p> <p>(食事療養標準負担額の減額に関する特例)</p> <p>第26条の5 市町村又は組合は、被保険者が、保険医療機関において、前条の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額を支払った場合において、当該確認を受けなかつたことがやむを得ないものと市町村又は組合が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。</p> <p>2 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。</p> <p>(1) 食事療養を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号</p> <p>(2) 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地</p> <p>(3) 食事療養について支払った食事療養標準負担額</p> <p>(4) 食事療養を受けた被保険者の入院期間</p> <p>(5) 前条の認定を受けていることの確認を受けなかつた理由</p> <p>(6) 被保険者記号・番号</p> <p>3 前項の申請書には同項第3号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>栃木市国民健康保険規則抜粋</p>	

(標準負担額差額支給申請)

第35条 市長は、施行規則第26条の5第2項の規定により提出された国民健康保険食事療養標準負担額差額支給申請書(別記様式第15号。以下「差額支給申請書」という。)につき審査し、支給の適否を決定して、国民健康保険食事療養標準負担額差額支給(不支給)通知書(別記様式第16号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により食事療養標準負担額の差額の支給を決定された者は、食事療養標準負担額差額請求書(別記様式第17号)を市長に提出して支給を受けるものとする。